

京都市高齢者施策推進協議会	
第4回（H26.3.25）	参考資料1

「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例」の一部改正について

これまで国が全国一律の取扱いとして定めていた様々な基準を，地域の実情に応じて，各地方自治体が定めることとする，いわゆる「第1次・第2次一括法」の施行を受け，介護保険施設・事業所（以下「介護保険施設等」という。）について，利用者の皆様に適切なサービスが提供されるよう，施設等の人員，設備及び運営に関する基準を，本市の条例で定め，平成25年4月から施行しています。

この度，平成25年6月に「第3次一括法」が公布されたことに伴い，「居宅介護支援」，「介護予防支援」及び「地域包括支援センター」についても，新たに本条例に追加することとなりました。

これを受け，先般実施いたしましたパブリック・コメントに対する関係団体及び市民の皆様のご意見も踏まえ，「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例」（平成25年1月9日京都市条例第39号）を一部改正し，平成26年4月1日から施行することになりましたので，条例の概要について別紙のとおりお知らせします。

(別紙)

「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」の一部改正の概要について

1 条例の一部改正の対象となる事業

- (1) 居宅介護支援
- (2) 介護予防支援
- (3) 地域包括支援センター

2 条例制定に当たっての本市の基本的な考え方

(1) 全国一律での運用との整合性の確保

サービス種別や報酬等、制度の根幹を成す基本的な枠組みは、全国一律の統一的な基準により運用されており、また、サービスの質を担保するための詳細な基準を定めた国の人員等基準に基づき、多くの事業者が適切な運営を行っていることを踏まえ、地域ごとに基準が異なることで利用者や事業者に無用の混乱が生じないように配慮しました。

(2) 京都市の施策との整合性の確保

本市の地域の実情を踏まえたうえで、本市の重要施策や「京都市民長寿すこやかプラン」に掲げた施策を推進するために、全国一律の基準よりも踏み込んだ対応が必要なものについて、独自の基準を設けました。

(3) サービスの質及び量の確保に対する考慮

国の人員等基準と異なる内容とする必要があるものについて、国の人員等基準を緩和する場合には、それによってサービスの質が低下するおそれがないか、また、国の人員等基準を強化する場合には、それによってサービスの量の確保に支障が生じるおそれがないかを考慮しました。

(4) 京都府の基準条例との整合性に対する考慮

京都市内を含む京都府内で広域的に事業展開している事業者の事業運営に混乱が生じないように、京都府が制定する基準条例との整合性を考慮しました。

3 国基準から追加・変更する本市の独自基準

- (1) 「居宅介護支援」、「介護予防支援」及び「地域包括支援センター」に共通するもの

ア 暴力団の排除（役員等から暴力団員等を排除）

京都市民長寿すこやかプランでは、市民が安心して暮らせる介護・福祉サービス等の充実を図ることとしており、また、平成24年3月に京都市暴力団排除条例が制定されたことを踏まえ、市民の皆様への安心・安全を図ることが最も重要であるという観点から、暴力団排除の規定を追加するものです。

イ 人権の尊重に係る措置（人権・虐待防止の体制整備及び研修実施）

京都市民長寿すこやかプランでは、介護サービスの質的向上を図ることとしており、利用者の皆様の人権の尊重を図り、虐待の防止を推進する観点から、従業者に対する利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための責任者の配置等による体制整備及び研修実施に関する事業者の努力義務の規定を追加するものです。

ウ サービス提供に関する記録の保存年限の延長

国基準では、上記の記録の保存年限は2年と規定されていますが、介護報酬等（不正請求を含まない）が過大請求となった場合等の返還請求に係る消滅時効が5年であることから、保険給付等の適正を確保するため、保存年限を5年とするよう行政指導を行ってきたところです。

介護報酬の支払に関する責任を持つ基礎自治体としての役割を明確化するため、保存年限に関する規定を変更するものです。

※ 留意事項：平成24年3月31日までに完結したサービスの提供記録等に関する書類は、2年間の保存でも条例違反にはなりません。

(2) 「地域包括支援センター」のみに設けるもの

人員配置基準（国基準を上回る人員配置）

京都市民長寿すこやかプランでは、市内61箇所に設置している地域包括支援センターを「京都市版地域包括ケアシステム」の中核機関として位置付け、体制の充実を図ることとしております。

地域の高齢者の実態把握、地域のネットワークの充実・強化のため、これまでもから、必要な予算（委託料）を確保したうえで、国基準を上回る人員配置を行ってきたところであり、そのことを明確にするため、本市独自の人員配置基準を規定するものです。

※ 上記以外の基準については、国の省令において定めるものと同一の規定とします。
--

4 条例の施行期日

平成26年4月1日